

# OMIYA NEWS



No.066

2024年10月30日

JR 東労組大宮地本

大地申第1号

#### 「JR東労組大宮地本第25回定期大会」の

9月17日開催

#### 発言に基づく申し入れ団体交渉を行う!

そのほ

2. 会社の一方的な条件変更により、これまで使用してきた会議室が使用できなくなっていることから、会議室の使 用規制を直ちに止め、労働協約に基づき取り扱うこと。

### 労働組合の経動 <委員会活動では?

同じ施設を借りるのに組合には管理体制が無いと貸せないけど… 委員会には同等の管理体制になくても貸すことはありうる?

組合:委員会活動はどうなのか?当直2名の他に管理者がいないと貸さないのか?

会社: 内容によって貸す。委員会は業務管理上、組合への便宜供与は施設管理上の違いがあると思う。委員会は業務の中でおこなう活動がある。会議室の使用は事前の手続きが発生する。 便宜供与は管理者による施設管理が一つの条件である。



## 当直2名では施設管理が出来る体制では無いから貸せない。と言われているのに、委員会には「内容によっては貸す」

さいたま車掌区分会は浦和車掌区時代に労働協約第2条「会社及び組合は、労働協約を遵守し、 相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行する考え方に基づき、会議室の貸出時間21:00以降は当直が1名 体制となり管理の難しさがあることから職場の施設管理の考えに労働組合として理解を示し、会議室の貸し 出しは、当直が2名以上いる21:00までと仕切り便宜供与受けてきました。

組合:会議室を貸せる条件を変えるのであれば、我々が借りられる機会が減るのは目に見える事実である。 協約第2条に「相互に権利を尊重し」とある。労働協約改定の際に取扱いを変えたならば、変える時に説明 が無いのはなぜか?一方的に変えられては不利益である。

会社:浦和車掌区時代にどのような議論されたのか?そこまで把握できていない。職場のコミュニケーションの範疇を否定しない。もしそのようなやり取りがあったならば、受け止めなければならない。

組合:協約2条は非常に重い。双方の権利を尊重する内容である。浦和車掌区分会時代に会社の施設管理権を尊重し21:00以降当直1名体制時に借りるのをやめようと判断した。それ以降管理できる体制が変更となった時に議論があればいいが、令和3年の10月に協約改定があって、理由もなく令和6年4月に突然このような話になれば不利益である。過去に2名体制で貸していた実績を調べていないということなので、もう一度調査をして、貸せていたのであれば今まで通り貸せるように是正をしてください。

会社:管理できる体制は時間、曜日、人数では無く当直2名体制という話ではない。一方で過去の職場議論の経過を聞いたので確認して、今日の議論の焦点がずれた部分もあるので整理したい。労使間協約の管理できる体制で貸せるときは貸すというのは変わらない。後程整理したい。